

【特定事業者】株式会社カルチャー (カルチャー教室の運営等を営む事業者)



講師業務を本件委託講師に委託し、委託料を支払っている。

※ 委託料 = 受講料収入（本体価格）× 一定率 + 消費税相当分

※違反行為※

本件委託講師と協議することなく、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに際し、一定率を3パーセントポイント引き下げ、本件委託講師の委託料を消費税率引上げ前よりも低く定めた（注）。

令和元年9月末まで

(受講料収入〔本体価格〕) × (一定率) × 1.08

令和元年10月1日以降

(受講料収入〔本体価格〕) × (引下げ後の一定率) × 1.1



本件委託講師に対し、一定率を
一律3パーセントポイント引き下げ

通常支払われる対価に比べ低く定める行為（買ったとき）

※ 通常支払われる対価 = 受講料収入（本体価格）に引下げ前の一定率を乗じた額に消費税率10%分を上乗せした額



※勧告の内容※

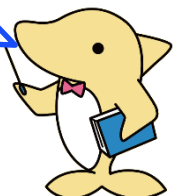
○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など



【特定供給事業者】

本件委託講師（約8,000名）

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったとき」として禁止しています。



消費税転嫁されマイル
ルカちゃん

参
考

（注）令和元年10月1日以後の委託料の支払については、公正取引委員会の調査を受け、一定率の引下げを取りやめ、引下げ前の一定率を基に算出した額に消費税率10%相当分を加えた額を支払った。